

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3084号から第3086号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら}松村 ^{まさお}雅生）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3084号では、横浜市教育委員会が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3085号及び第3086号では、横浜市長が行った一部開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「体罰に関する報告書」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3084号】
- (2) 「・管理職員特別勤務報告書（総務局 全5件）・振替未取得報告書（総務局 令和2年7月分）・振替未取得報告書（総務局 令和3年8月分）・振替未取得報告書（総務局 令和3年11月分）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3085号】
- (3) 「管理職員特別勤務報告書」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3086号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3084	令和3年11月11日	令和3年11月29日	令和4年2月22日	令和4年3月23日	個人	教育委員会
3085	令和4年3月30日	令和4年6月8日	令和4年8月23日	令和4年9月12日	個人	市長
3086	令和4年3月30日	令和4年7月1日	令和4年9月20日	令和4年10月13日	個人	市長

3 対象保有個人情報（対象行政文書）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報（対象行政文書）	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3084	「体罰に関する報告書」（以下「本	個人情報一部開示 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成	開示範囲を

答申 番号	対象保有個人情報 (対象行政文書)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
	件保有個人情報」という。)	<p>17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。)第22条第3号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人開示請求者以外の個人の年齢 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため) ・本人開示請求者以外の個人の健康状態及び言動の内容(これらが類推できる情報を含む。) (本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。開示することで、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため) <p>旧条例第22条第7号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の所見 (学校の所見には、本人に関する評価、本人への支援に対する調整過程等に関する情報があり、それらを明らかにすることで、当該事案の関係者との信頼関係を損なうおそれがあり、今後の本人への適切な支援に支障を来す可能性があるため) ・本人開示請求者以外の個人の健康状態及び言動の内容(これらが類推できる情報を含む。) (関係者の個人に関する情報であり、関係者はこれらの情報が他者に開示されることを想定しておらず、これらの情報を開示すると、関係者との信頼関係が損なわれ、今後の適切な支援に支障を来すおそれがあるため) 	拡大すべき
3085	「・管理職員特別勤務報告書(総務局 全5件)・振替未取得報告書(総務局 令和2年7月分)・振替未取得報告書(総務局 令和3年8月分)・振替未取得報告書(総務局 令和3年11月分)」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p style="text-align: center;">一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「一部改正条例」という。)による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員番号 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため) 	原処分妥当
3086	「管理職員特別勤務報告書」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p style="text-align: center;">一部開示</p> <p>旧条例第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員番号 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため) 	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3084	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。</p> <p>《体罰と思われる事案が発生した場合の報告に係る事務について》</p> <p>横浜市では、学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき校長が「体罰に関する報告書」を作成し、教育委員会事務局に提出することで報告している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、横浜市立特定小学校（以下「学校」という。）のA教諭から体罰を受けたとされる事案（以下「本件事案」という。）に関連して、学校の校長（以下「校長」という。）が実施機関に提出した報告書であり、体罰の発生日時、発生場所、概要、当事者の氏名、生年月日、性別、発生時の状況、関係者からの事情聴取の内容等が記載されている。</p> <p>イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち別表1に示す非開示情報1から非開示情報5までを旧条例第22条第3号に該当するとして、非開示情報2から非開示情報8までを同条第7号に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>ア 非開示情報1にはA教諭の生年月日及び年齢が、非開示情報2にはA教諭の健康状態に関する情報が記載されている。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、本号本文に該当する。また、慣行として公にされる情報でも職務遂行の内容に係る情報でもないため、本号ただし書ア及びウに該当せず、イにも該当しない。</p> <p>イ 非開示情報3について</p> <p>(ア) 別表2に示す部分を除く部分には、本件事案の関係児童（以下「関係児童」という。）の氏名を記号に置き換えたものとその児童からの聞き取りが記載されている。本件調査は、学校が事実関係を究明するために行った聞き取りであり、関係児童はその発言内容が審査請求人にそのまま開示されることはないとの前提で回答したものと考えられる。また、その内容は関係児童の感情や内心であるから、これを開示することにより当該児童が精神的負担を感じることに加え、限定された地域で日常生活を送る児童の人間関係に支障を来すなど、その健全な発育に影響を与えるおそれがある。したがって、開示することで、関係児童の権利利益を害するおそれが認められるため、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(イ) 別表2に示す部分には、関係児童に関して、聞き取りを行った日時や本件事案の発生時にいた場所等の情報が記載されている。体罰事案が発生した場合に関係児童に聞き取りを行うことは一般に想定される通常の事務であり、また、本件事案の発生時に関係児童が審査請求人と同じ教室内にいたことは審査請求人が当然に認識している事実であるから、これらの情報を開示しても個人の権利利益を害するおそれは認められず、本号本文に該当しない。</p> <p>ウ 非開示情報4には、審査請求人が同席しているとは認められない状況での審査請求人の母の言動及び母と学校とのやり取りに関する情報が記載されている。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、本号本文に該当し、本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されて</p>

答申 番号	判断の要旨				
	<p>いる情報とはいえないためただし書アに該当せず、イ及びウにも該当しない。</p> <p>エ 非開示情報5について</p> <p>(ア) 別表2に示す部分を除く部分には、校長及びA教諭の本件事案に係る率直な心情に係る情報が記載されている。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、公務員の職務遂行を契機とするものではあるが、その内容に係る情報とはいえないため本号ただし書ウに該当せず、ア及びイにも該当しない。</p> <p>(イ) 別表2に示す部分には、A教諭が発言した旨が記載されている。この情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、本号本文に該当する。しかし、A教諭が事情聴取に際して発言すること自体は職務遂行の内容に係る情報であり、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>《旧条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、非開示情報2から非開示情報5までが本号にも該当する旨主張しているが、これらのうち別表2に示す部分を除く部分については、上記《旧条例第22条第3号の該当性について》のとおり、旧条例第22条第3号に該当するため開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。</p> <p>イ 非開示情報3のうち別表2に示す部分については、上記《旧条例第22条第3号の該当性について》イ(イ)のとおりであり、これらの情報を開示しても、関係者との信頼関係が損なわれることにより今後の適切な支援に支障を来すおそれがあるとは認められず、本号に該当せず開示すべきである。</p> <p>ウ 非開示情報5のうち別表2に示す部分については、上記《旧条例第22条第3号の該当性について》エ(イ)のとおりであり、これらの情報を開示しても、関係者との信頼関係が損なわれることにより今後の適切な支援に支障を来すおそれがあるとは認められず、本号に該当せず開示すべきである。</p> <p>エ 非開示情報6について</p> <p>(ア) 別表2に示す部分を除く部分には、審査請求人、その母及び関係児童に係る学校の率直な所見が具体的に記載されている。これらが開示されると、報告書を作成する校長が児童、保護者又は他の教諭との関係性を意識し、当たり障りのない所見を記載するようになるおそれがある。その結果、今後同種の調査を行う際に、実施機関が学校の率直な意見や正確な事実を把握することができなくなるおそれが否定できず、本号に該当する。</p> <p>(イ) 別表2に示す部分には、審査請求人の行動に対する学校の評価が記載されているが、これは一定の客観性を有する評価であり、関係者との信頼関係が損なわれることにより今後の適切な支援に支障を来すおそれがあるとは認められず、本号に該当せず開示すべきである。</p> <p>オ 非開示情報7には、本件事案に関して学校と警察との間にやり取りがあったことが記載されているが、これらの情報を開示しても、関係者との信頼関係が損なわれることにより今後の適切な支援に支障を来すおそれがあるとは認められず、本号に該当せず開示すべきである。</p> <p>カ 非開示情報8には、校長がA教諭に対して行った指導の内容が記載されているが、これらの情報は学校における指導としては一般的なものであり、開示しても、関係者との信頼関係を損なわれることにより今後の適切な支援に支障を来すおそれがあるとは認められず、本号に該当せず開示すべきである。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表1 実施機関が非開示とした部分</p> <table border="1" data-bbox="236 2000 1430 2085"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 2000 464 2045">非開示情報</th> <th data-bbox="464 2000 1430 2045">非開示部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 2045 464 2085">非開示情報1</td> <td data-bbox="464 2045 1430 2085">A教諭の生年月日及び年齢</td> </tr> </tbody> </table>	非開示情報	非開示部分	非開示情報1	A教諭の生年月日及び年齢
非開示情報	非開示部分				
非開示情報1	A教諭の生年月日及び年齢				

答申番号	判断の要旨	
	非開示情報 2	A教諭の健康状態に関する情報
	非開示情報 3	関係児童からの聞取内容等
	非開示情報 4	審査請求人の母の言動 審査請求人の母と学校のやり取りの内容
	非開示情報 5	校長及びA教諭の心情
	非開示情報 6	学校の所見
	非開示情報 7	学校と警察との間にやり取りがあったことを示す情報
	非開示情報 8	校長からA教諭への指導の内容
	別表 2 非開示部分のうち開示すべき部分	
	非開示情報	開示すべき部分
	非開示情報 3	4頁1行目から3行目までの全て並びに4行目1文字目から25文字目まで、16行目1文字目から25文字目まで及び32行目1文字目から25文字目まで
	非開示情報 5	3頁27行目の全て
	非開示情報 6	2頁4行目40文字目から44文字目まで及び5行目1文字目から14文字目まで、10行目12文字目から29文字目まで並びに28行目7文字目から13文字目まで及び34文字目から45文字目まで
	非開示情報 7	6頁25行目7文字目から文末まで及び7頁1行目7文字目から文末まで
	非開示情報 8	5頁34行目から37行目までの全て

3085 **《答申に当たっての適用条例について》**
一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

《勤務を要しない日等の振替に係る事務について》
ア 横浜市では、勤務を要しない日等において勤務を命じる必要がある場合、一定期間内の要勤務日を勤務を要しない日等に振り替えて、勤務を命じることができる（横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）第3条の2及び超過勤務及び勤務を要しない日等の振替に関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第7号。以下「振替規則」という。）第2条第1項）。

イ 総務局総務部総務課では、局内の人事、文書、予算及び決算に関する事務を所管しており（横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）第3条総務部の項総務課の部第1号）、勤務を要しない日等の振替に係る報告等の事務を担当している。

《本件審査請求文書について》
本件審査請求文書は、総務局総務部総務課が保有する管理職員特別勤務報告書及び振替未取得報告書のうち令和元年度から令和3年度までのものである。

管理職員特別勤務報告書は、課長以上の職員が振替規則第2条第1項に規定する期限内に勤務を要しない日等の振替ができなかったことに係る報告書であり、当該職員の所属、補職、職員番号、氏名、勤務日、勤務時間、振替ができなかった理由等が記載されている。

振替未取得報告書は、課長以上の職員を除く一般職員が当該期限内に勤務を要しない日等の振替ができなかったことに係る報告書であり、当該職員の所属、職員番号、氏名、超過勤務実施日、振替ができなかった理由等が記載されている。

実施機関は、これらのうち職員番号について、旧条例第7条第2項第2号に該当するとし

答申 番号	判断の要旨
	<p>て非開示としている。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>職員番号は、個人に関する情報であって、本件処分で開示されている職員の氏名と照合することにより特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>また、慣行として公にされる情報にも職務遂行の内容に係る情報にも当たらないため本号ただし書ア及びウに該当せず、イにも該当しない。</p> <p>審査請求人は、Excel形式の電磁的記録が有していた情報の解析機能の享受が不可能になるので、紙に印字して開示する方法は開示請求権の侵害であると主張している。</p> <p>しかし、実施機関は、用紙に出力した行政文書の写しの交付による開示を定めた横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第117号）第10条第3号ウの定めに従い、紙に印字したものにより開示を行ったものであり、一部の電磁的記録を閲覧できない状態で開示することは一般的な方法では困難であることも踏まえると、開示請求権を侵害するものとは認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3086	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《勤務を要しない日等の振替に係る事務について》</p> <p>ア 横浜市では、勤務を要しない日等において勤務を命じる必要がある場合、一定期間内の要勤務日を勤務を要しない日等に振り替えて、勤務を命じることができる（横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）第3条の2及び超過勤務及び勤務を要しない日等の振替に関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第7号。以下「振替規則」という。）第2条第1項）。</p> <p>イ 市民局総務部総務課では、局内の人事、文書、予算及び決算に関する事務を所管しており（横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）第4条総務部の項総務課の部第1号）、勤務を要しない日等の振替に係る報告等の事務を担当している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、市民局総務部総務課が保有する管理職員特別勤務報告書のうち令和元年度から令和3年度までのものである。</p> <p>管理職員特別勤務報告書は、課長以上の職員が振替規則第2条第1項に規定する期限内に勤務を要しない日等の振替ができなかったことに係る報告書であり、当該職員の所属、補職、職員番号、氏名、勤務日、勤務時間、振替ができなかった理由等が記載されている。</p> <p>実施機関は、これらのうち職員番号について、旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>職員番号は、個人に関する情報であって、本件処分で開示されている職員の氏名と照合することにより特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>また、慣行として公にされる情報にも職務遂行の内容に係る情報にも当たらないため本号ただし書ア及びウに該当せず、イにも該当しない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第4号から第7号まで省略）

（保有個人情報の一部開示）

第23条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、当該非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、本人開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の個人情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（第2項省略）

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条 （第1項省略）

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先	
市民局市民情報課長	平賀 匡生 Tel 045-671-3881